

秋田市告示第102号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定に基づき、特定教育・保育施設が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	ナーサリー土崎	秋田市土崎港中央六目10番6号	社会福祉法人翼友会
保育所	聖園学園短期大学附属みそのベビー保育園	秋田市保戸野すわ町1番58号	学校法人聖園学園

- 2 1に掲げる施設が確認の辞退をした年月日

令和6年3月31日